

告 示

埼玉県告示第千六百三十九号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款、役員名簿並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県東部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十八年十二月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十八年十二月六日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 Associate

三 代表者の氏名

石原 和樹

四 主たる事務所の所在地

（変更前） 千葉県松戸市岩瀬四六九番地の四 ライオンズマンション松戸相模

台六〇三号

（変更後） 埼玉県三郷市彦沢一丁目七六番地

五 定款に記載された目的

（変更前） この法人は、放置自転車の削減に関わる啓発活動を通じて、放置自転車を削減し、市の放置自転車撤去にかかるコストを減らし、市のより良い町作りに寄与することを目的とする。

（変更後） この法人は、放置自転車の削減に関わる啓発活動を通じて、放置自転車を削減し、市の放置自転車撤去にかかるコストを減らし、市のより良い町作りに寄与することを目的とする。また、マッチング事業を通じて、地方の独身男性への出会いを作ることににより、過疎化を緩和させ、より良い国作りに貢献することを目的とする。